

第2回 笠間市公民連携審議会 議事録

1. 日 時 令和6年11月7日（木） 午後6時から
2. 場 所 笠間市役所本所 庁議室
3. 出席者 審議会委員 5名
4. 審議内容

司会

委員の皆様には、本日はご多忙のところお話をいただき、誠にありがとうございます。
ただいまより、令和6年度第2回笠間市公民連携審議会を開催いたします。
初めに会長からご挨拶をいただきたいと思います。

会長

皆さんこんばんは。前回に引き続き、重要なテーマについて各分野の専門家の方々から活発なご意見をいただきまして、中身を精査し良いものにしたいと考えております。
本日もよろしくお願いします。

司会

ありがとうございました。
それでは議事に入ります前に、本日の審議の流れにつきまして、事務局から説明をさせていただきます。

事務局

会議次第にございます「4. 議事」をご覧ください。
本日ご審議いただきたい事項としましては、2件の特定公民連携事業、並びに公民連携事業の進捗評価でございます。
「笠間クラインガルテン事業」につきましては、7月の審議会におきまして、施設貸付による民間運営の方向性をご説明させていただきましたが、その後さらに検討調整が進みましたので本日ご審議の上、答申をいただきたいと思いますと考えております。
続きまして「ゆかいふれあいセンター運営管理事業」につきましては、今回初めてのご説明となりますが、こちらは現在、指定管理者制度で運営されている施設でございまして、年間の指定管理料が5,000万円を超えることから特定公民連携事業となり、かつ令和7年度末にて指定管理期間が終了することから、令和8年度以降に取るべき管理手法についてご審議をいただくものでございます。
続いて、「公民連携事業の進捗評価」につきましては、本市の公民連携ガイドラインに基づ

き、包括連携協定は締結から5年度間以上、事業連携協定は3年度以上経過したものを抽出いたしました。

初回ということで、対象となる協定が多数となっておりますが、それぞれの評価はもとより、今後の審議会における評価の進め方、あり方についてもご意見をいただければ幸いと考えております。

続きまして、資料1ページをお開きください。

7月に開催いたしました第1回審議会での意見要旨でございます。

「笠間クライנגアルテン事業」につきまして、これから審議いただく際のご参考にしていただければ幸いです。

続きまして、資料2ページをご覧ください。答申書のイメージでございます。

僭越とは存じますが、委員の皆様と答申書のイメージを共有した方が審議を進めやすいかと思い、添付させていただきました。

本日の審議結果を、こちらの答申書の形に落とし込みたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、答申書における細かい言い回しにつきましては会長にご一任いただいて、答申後に委員の皆様と共有する形を取らせていただければ幸いです。

進め方についてのご説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

司会

ただいまの説明の中でご質問等ございますでしょうか？

それでは次第に従いまして、議事に入りたいと思います。

これより先の進行につきましては、笠間市公民連携推進条例第7条の規定によりまして松田会長にお願いしたいと思います。

よろしくお願いします。

＜笠間クライנגアルテン事業＞

議長

それでは会議を進めさせていただきます。円滑で活発な議事進行になるよう、皆さんご協力をお願いします。

まず初めに、「笠間クライングアルテン事業」について審議をいたします。

事務局から説明をお願いします。

担当課

資料3ページからの「笠間クライングアルテン事業」についてご説明をさせていただきます。

前回は笠間クラインガルテンの施設の概要と、これまでの経緯や公民連携の方向性についてご説明をさせていただいたところでございます。

今回は、前回の審議会でもいただいたご意見を参考に、現在の指定管理者である株式会社マイファームと来年度に向けた打ち合わせを重ねてきた中で、今後の事業の目指す姿などが固まってきましたので、その内容と、前回ご意見をいただきましたクラインガルテン入居者の属性や収支状況等についてご説明をさせていただきます。

資料の4ページをご覧ください。

まず「1. 民間運営への移行」については、前回ご説明させていただいたとおり、開設から23年が経つ笠間クラインガルテンが、施設の老朽化という物理的な課題や、移住といった新たな人の流れが生まれている中で、施設の持続的な成長と民間事業者の企画力を生かした柔軟な運営ができるようにするために、現在の指定管理制度による運営から財産貸付による民間運営へ移行するという方向へ進めてきているところでございます。

民間運営の事業者につきましては、資料の2番に記載させていただきましたとおり、株式会社マイファームとしております。

京都府に本社があり、東京等にもオフィスを構えている会社となっております。

次に、貸付料金につきましては、笠間市行政財産使用料条例に基づき算定しております。

(1)の内訳にある土地代と下の枠内にある現在の土地借上料の差額につきましては、クラインガルテンの敷地は民有地と市有地があり、新たに市有地の分も貸付対象となるため増額となっております。

貸付の期間は10年を予定しておりまして、今後の施設の維持管理修繕等につきましては、基本的にマイファーム社が行い、建築基準を満たすための構造体についての修繕等は、協議のうえ必要があれば市が行うということとしております。

次に5ページをご覧ください。

移行後の事業内容として、新たな利用料と移行後の強化策を記載しております。

利用料につきましては、下の表にありますとおり、指定管理の2年間の実績を鑑み、それぞれ増額するという形でマイファーム社が設定した数字となっております。

特にクラインガルテンの利用料につきましては、年間で約17万円の増となっております。

これにつきましては、市とマイファーム社による合同で今後の運営についての説明会を2回開催させていただきましたが、現在の利用者からも「料金が上がりすぎではないか」などのご意見をいただいているところでございます。

市としては当然のことながら、料金を上げた分は利用者の満足度も上げていただきたいとマイファーム社に要望しておりまして、同社も、サービスを向上させていかないと利用者になんて納得できないだろうという考えであり、市と同社の認識は一致しているところでございます。

そこで今後の強化策として、まずは施設として、クラインガルテン、直売所及びレストランの大きく三つがありますが、このうち、集客が難しい直売所とレストランは縮小をして、まずは、クラインガルテン事業の充実に入力していくという方針となっております。

具体的には、移行後の強化策の中に記載させていただいておりますが、利用者サービスの向上として、マイファーム社で行っている社会人向けの農業スクールである「アグリイノベ

ーション大学校」の事業を生かして、現在も行っている栽培講習会のメニューの充実や、長期不在時の栽培管理のサポートなどを行い、施設自体の魅力向上策としては、現在も一般来訪者向けの農業体験として、集客力のあるイチゴ狩りや栗拾いなどをさらに伸ばしていき、縮小する予定の直売所やレストランを貸しスペースとして有効活用していくことなどを計画しております。

また、市との連携として、笠間市における農業の玄関口として、新たに就農希望者なども受け入れて、育成から就農へ繋げていく場にしていったり、移住や二地域居住の支援施策とも連携したりすることを考えております。

最後に6ページ、7ページにつきましては、前回ご意見をいただきましたクラインガルテン入居者の属性についてのデータとなっております。

職業としては、定年退職者が約半数となっており、次いで会社員、経営者と続いております。

余暇に時間やお金を費やせる方々、またキャリアを積まれた方々などが利用しているという形となっております。

年代といたしましては、60代、70代が7割を占め、50代以下の現役世代も15組が入居している状況です。

7ページにあります都道府県別利用者数については前回の資料でもお示ししているとおりでして、首都圏や茨城県内からの利用者が多い状況となっております。

また前回の審議会におきまして、年間の利用者数や自主運営収入が伸びているにもかかわらず、なぜ赤字が拡大しているのかということについて、課題の検証が必要というご意見がございました。

こちらについては、施設の運営を充実させるために人を増やした結果、人件費が増えたことというのが要因でございました。

また別に参考資料として、マイファーム社の2024年8月期決算短信をご送付させていただいております。

マイファーム社からも、経営状況につきましては現在赤字であり、財務面と営業面で改善を図っているというお話を伺っておりますが、すぐに資金がショートしてしまうような状況ではないということも確認をしております。

ただ、クラインガルテン利用者からも、マイファーム社に万が一のことがあった場合でもクラインガルテンでの暮らしが守られるように、徴収した利用料を同社が実施する他の事業と分けて管理することも検討していただきたいという要望をいただいております、協議を進めているところではございます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長

はい、ありがとうございます。

それでは今のご説明に対してご質問、ご意見を委員の方お願いします。

委員

クラインガルテン利用者への説明会を行ったとお聞きしましたが、そこで出された意見をもう1回お願いします。

担当課

利用者からの意見のうち、第一としましては、マイファーム社に何かあったとき、例えば倒産したときに、支払った利用料はどうなるのかという心配の声があり、マイファーム社の他の事業と合算されるのではなく、別会計として積み立ててほしいという意見がございました。

その点に関しては、検討の結果、クラインガルテン利用料は同社の会計の中で独立して積み立てをしていくという回答をいただいております。

委員

それは別会計でやるということ。

担当課

利用料を通常の経理の中に入れてしまうと、何かあったときに会社の負債に充てられてしまうのではないかと心配があり、そうならないように利用料は分けて管理してほしいというご意見です。

議長

他の委員の方いかがですか。

委員

マイファームさんは上場している会社ですよ。

決算書を見ると、2024年8月の売上が13億円で、その前の年が22億円だから結構な比率で落ちています、理由は何ですか。

担当課

売上が落ちている一つの理由としましては、マイファーム社は官公庁の業務委託を受けているということで、受託すると経費の方が先に出てしまって、今期にはその収入が入らなくて次期の方に入ってしまうということで、赤字が大きくなっていると聞いております。

委員

それにしても下落が大きすぎて、これでは経営が大変ですよ。1割程度の変動でしたら分かるんですけど、これでは資金繰りは大変なのかなと。

それから10月30日付の発表で、株式の上場を廃止するということですか。10月30日付の日経に株の上場廃止のお知らせが出ています。

自社の判断で上場廃止して、フレキシブルに運用したいというのは意外とよくある話なので、それだけではおかしい話ではないんですけども、他に理由がある場合もあるので、その辺はマイファーム社にしっかり聞いた方がいいのではないかと思います。

事務局

ありがとうございます。11月29日付で上場廃止するという形になっているかと思います。この決算短信をご覧いただいたとおり、先ほど申し上げたコンサルティングや官公庁からの受託で業績を伸ばしてきていることと、アグリビジネスの育成大学校のような形、そういったところでやっている会社で、キャッシュフローも含めて成長過程にある会社であるということで、委員が言われたとおり、上場廃止することで柔軟な経営を行っていくというような形が現在の立ち位置かと思います。

その辺りも含めてご意見をいただきますが、IRを公開している中で、クライנגルテン利用者の皆様も、自分たちが支払った利用料への懸念、これは本施設に限らず民間運営に移行する際には発生するものですが、そういったご意見が出ているということではある一方で、運営そのものに対するご意見というのは少なかったとも伺っておりますので、ここはクライングルテンの規模等を考えても、即時に企業がどうこうなるとも考えにくいいため、委員のご意見については改めて、企業にも確認をしてみたいと思います。

委員

ありがとうございます。

資料を見ると2023年11月に上場しているんですよね。ですからつい最近上場して、1年経ったところで上場廃止しているということですから、その理由をしっかり聞いた方がいいと思います。

しっかり調べないと、それこそ関係者に迷惑をかけることになる可能性もなくはないかと思いますので、そこはチェックをされる方がいいと思います。

もう一つ、事業全体で13億円の売上のうち、笠間クライングルテン事業がどれくらいなのかを把握したいのですがいかがでしょうか。

事務局

令和5年度の収支計算書を見ますと、売上総利益につきましてはラウベが約3000万円などで、レストランについては運営する期間が短かったため少額となっております。

売上総利益から販売費および一般管理費を差し引くと、ラウベについては約400万円の赤字、直売所は黒字、レストランは赤字ということで、人件費が大きくかかったことと、草刈り等の委託料が約500万円の経費となっております。その中で、先ほど担当課が申しあげたとおりマイファーム社としては、民間移行に伴い年間利用料金を現行の41万円から58万円に上げていきたい、それでサービスを更に拡大していきたいという状況でございます。

こちらの収支計算書につきましても、委員の皆様に共有させていただきます。

委員

細かい数字は手元がないので何とも言えないのですが、少なくとも今のところ赤字が出ているので、今回の値上げなどによって、この赤字幅を解消できるという計画が見えているのであれば良いのですが、見えていないまま継続するのはなかなか大変かと思い質問しました。

議長

ありがとうございます。委員いかがでしょうか。

委員

やはり、いま委員が言われたことが気になっていました。

もちろん上場を廃止すること自体は、経営を安定させるための方策としてよくわかります。

しかし、本日の資料にも上場企業という前提で記載がありますが、経営環境が今後変わっていく中で、市との契約期間は10年ということで、行政としてはマイファーム社に様々な変化があった時に代替案といいますか、もちろん過去からの継続の中で実績があるのはよくわかるのですが、もしマイファーム社さんが不適格となったときに、プロポーザル方式などで代替企業を選ぶのか、そのところについて今後どのように考えているのかを聞かせてください。

担当課

万が一、マイファーム社の経営が困難になった場合は、当然クラインガルテンについても運営ができなくなりますので、まずは契約の中で不測の事態への取り決めをしていきたいと考えておりますが、最終的には再公募という形になると考えております。

委員

私は上場廃止の件は本日初めて知りましたが、委員がおっしゃったように、ポジティブな理由であれば全く問題はないと思うのですが、一般的にはネガティブな理由、例えば経営不振などで上場廃止されることが多い気はいたします。

一般の方が聞くと、そういうマイナスイメージを持たれる方も多いと思うので、クラインガルテンの利用者がそれを聞いたときに不安感をより募らせることになるのではないかなという点が気になりました。

せっかく刷新感を持ってリニューアルをするというタイミングでこのニュースはあまり良くないのかなと思いますので、利用者に対しきちんと説明をして、安心できるような状況を作る必要があるかと思います。

担当課

今の意見に関しましては、先日、市長とマイファームの社長による懇談があり、同社の経営状況については責任を持って説明していただきたいというご意見もありました。

利用者にご心配をおかけしないよう、マイファーム社にしっかり説明するよう求めています。と思っています。

議長

そうしますと、何かあったときに「プランB」、それはきちんと市の方で準備しておくということですね。

委員の皆さんありがとうございました。それでは答申内容の方向ということで、資料3ページにあるように、公民連携の手法は公の施設としての機能を廃止し、財産の貸付・貸与による民間事業者、今回は株式会社マイファームによる管理運営を行うということで答申させていただきます。

そして付帯意見ということで、マイファーム社の経営状況の把握、及び不測事態への対応準備ということで進めたいと思います。

それで決定したいと思いますが、委員の皆さんよろしいでしょうか。

ありがとうございました。

＜ゆかいふれあいセンター運営管理事業＞

議長

続きまして「ゆかいふれあいセンター運営管理事業」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

事務局

会議冒頭でご案内のとおり、本事業は指定管理者制度に基づき運営されております。

その指定管理料が年間5000万円を超えるものであることから、特定公民連携事業としてご審議をいただくものでございます。

なお先ほどの笠間クラインガルテン事業では、施設貸付による民間運営という手法について相手先が特定された前提で議論をいただきましたが、これから説明するゆかいふれあいセンター運営管理事業につきましては、連携の手法についてご審議をいただく内容になっておりますので、よろしくお願いいたします。

資料の9ページをご覧ください。施設の概要でございます。

本施設は、7月の審議会でご説明した笠間市環境センターにおけるごみ処理の過程で発生する焼却熱を利用し、25メートルの温水プール、お風呂、ジムなどを備えた健康増進施設として、平成6年にオープンいたしました。

資料10ページをご覧くださいと思います。

笠間市環境センターとゆかいふれあいセンターの位置関係でございます。

ごみ焼却の余熱が地下を通り、ゆかいふれあいセンターに流れる仕組みとなっております。

なお両施設の間にあるグラウンドにつきましては、現在整備を検討しております新環境センターの建設予定地となっております。

続きまして資料12ページをご覧ください。

ゆかいふれあいセンターの変遷でございます。

当初は、現在の笠間市になっております旧友部町、旧岩間町、さらに現在水戸市となっております旧内原町を加えた3町での一部事務組合で運営しておりましたが、その後の市町村合併やごみ処理体制の再編を経まして、現在は笠間市が単独で所有・運営している施設となっております。

続いて13ページをお開きください。

施設の管理についてまとめたものになります。

運営開始から約20年の直営期間を経た後、平成25年度から現在まで、指定管理者制度を導入しております。

指定管理料につきましては、1年当たりおおむね7000万円前後を計上しておりますが、令和5年度につきましては、燃料費等の急激な上昇を考慮し、緊急措置として約1200万円上積みして、8191万8000円となっているところでございます。

なお令和6年度及び令和7年度につきましては、指定管理料の増額の予定はございません。

続いて14ページをご覧ください。

利用者数および使用料の推移でございます。

利用者数につきましては、指定管理者制度の導入以降は増加傾向にございました。

ただ、令和2・3年度をご覧くださいますと、新型コロナウイルスの影響により落ち込みを見せております。

ただし現在では新型コロナウイルスの第5類指定を受けまして、再び利用者数は増加傾向にあります。

ちなみに令和5年度の実績としまして、年間利用者数は8万3861人、1日平均で約270人となっております。

続きまして、15ページをお開きください。

施設利用者数の内訳でございます。

令和5年度実績をご覧くださいますと、月会員券での利用者が5万9503人と、新型コロナ発生前を上回る伸びを見せております。

これは施設のリピート利用が堅調であることが伺えるところでございます。

また下段の表にございます自主事業、指定管理者が自主的に行う事業につきましても、各種プログラムの充実により、コロナ前の水準を取り戻しつつあるというところでございます。

続いて、資料の16ページから18ページにかけては、指定管理者の収支状況についてでございます。

令和3年度以降は新型コロナ及び物価高騰の影響で、自主事業も含めた収支は赤字という状況でございます。

施設の状況として、現状は以上のとおりとなっております。

今後の公民連携の方向性でございますが、資料8ページにお戻りいただきます。

中ほどの「(2) 公民連携の手法」の欄に、事務局の考えを記載しております。

本施設は冒頭に申し上げましたとおり、笠間市環境センターの余熱を利用する施設でございますので、そのあり方も含めまして、現在検討している新環境センターの整備方針と一体的な検討が必要となってまいります。

新環境センターにつきましては、7月の審議会でもご説明しましたが、ごみ処理の方法や、それに伴い発生する余熱の利用方法も含めて、まだ検討段階にある状況でございます。

従いまして、それらの整備方針が定まるまでは、ゆかいふれあいセンターにつきまして、現行の指定管理者制度を継続して採用させていただきたいと考えております。

事務局からの説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

議長

それではご質問・ご意見ありましたらお願いします。

委員

この指定管理者の収支状況を見る中で思うところは、令和4年までの収支の赤字を考慮した中で、指定管理料を上げて収支のバランスをとっていると理解はできるんですけども、この場合はちょっと特殊で、当然ごみ処理施設と連動した形で、この施設自体の建設においても、財政上の優遇措置が講じられているという理解でいいんですかね。

事務局

お見込みのとおりでございます。

委員

自治体は、ごみ処理施設に付随する施設で財政上の優遇措置があるという条件だと、地域の規模や運営管理にかかる費用を考えずに施設規模を大きくしてしまいがちですが、実際には長い目で評価しなければいけないものだと思います。

大規模事業かつ余熱利用という形で、さらに財政的な優遇措置もあるという中で、だからこそ本来は、整備にあたっては適切な規模を考慮したり、運営経費についても本当に考える必要があります。

また指定管理者についても、もう既に出来上がってる共同事業体ではあるものの、その運営努力というのも、単に赤字だからとか、新型コロナで仕方ないとか、今は利用者が伸びているということではなくて、今後も事業者に対する自主努力をしっかりと求めることが大事だろうという感想です。

事務局

ありがとうございます。ご指摘のとおりでして、前回の審議会で協議いただいたごみ処理

施設の方向性が本市施設の方向性にもかかわりますので、今回の提案は、指定管理者制度をそのまま継続させていただくという提案になりました。

また、指定管理者は公募という形になるかと思いますが、現在の事業者がそのままやるかどうかはまた別の議論となります。ただし、頂戴したご意見はこの施設だけの話ではございませんので、今日のご意見をまたきちんと庁内で共有し、検討課題とさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

委員

連携の方向性はこのとおりだと思います。

これはいち市民としての意見になるかと思うんですが、都会のように人口が集積しているところは別ですが、地方ではスイミングスクールって減少していると思うんですよね。

ですから、温水プールというのはやはり市民サービスの一環として無くしてはいけないので、年間で約8000万の維持費をかけても、人口7万人の市として、やはり市民に対し健康増進施設を提供する役割はあるだろうと思います。

ただ不思議なのは、民間の場合は民間の資本でプールを作り、スイミングスクールをやって運営していけるのに、ゆかいふれいあいセンターは余熱利用なのでそこは少しアドバンテージがあると思いながらも、年間1億近くかけているというのが、その分、利用料を安く抑えているということかもしれませんが、その辺のバランスは検討の余地があるかと思います。

話を戻してしまい恐縮ですが、笠間クライנגルテンの場合は、貸付収入が1000万円ですから、10年間で1億の収入になるわけですね。その条件で民間がやってくれるというのは、市としてメリットは大きいという感じはするんですが。

ゆかいふれいあいセンターについて、委員のおっしゃることもよくわかりますけれども、この地域の実情としては、健康増進施設の火を消さないという行政の役目もあるかと思いました。

委員

私からもよろしいでしょうか。

こういう施設の利用者って、一部のヘビーユーザーに偏る傾向があるんですけども、どうでしょうか？

事務局

はい。ご意見のとおりです。課題の一つとして、利用者の高齢化は挙げられます。

先ほど月会員ということで、リピート率が向上し定着しているという説明をさせていただきましたが月会員が増え、かつ利用者が増加しているということは、日中、時間に余裕がある方が定額で数多く利用されているという実態でございますので、委員のご指摘はそのとおりと捉えております。

議長

他に委員の方、ご意見・ご質問よろしいですか。

こちらは新環境センターの動きと合わせて継続検討ということで、答申については、現行の指定管理制度を継続して採用するという方法でよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

<公民連携事業の進捗評価>

議長

続いて、公民連携事業の進捗評価について説明をお願いします。

事務局

資料の19ページご覧ください。今回、一覧表に盛り込んだ協定は合計で28となります。○印がついたものは継続、△印については基本的には継続とした上で、事業の見直しを検討していく必要があると認識しているものでございます。包括連携協定は5年度経過したもの、事業連携協定は3年度経過したものを抽出させていただいております。

なお今回は11月の審議会で評価をお願いしておりますが、通常は7月に開催する定例の審議会でご審議をいただきたいと考えております。また、今回は初回となりますが、今後の審議会における評価のあり方についても、ご意見を頂戴できればと思っております。

続いて20ページ以降をご覧ください。

まず、包括連携協定の中の「教育機関との包括連携協定」でございます。

常盤大学、淑徳大学、日本体育大学、ミドルベリー大学日本校という4校と、協定を結んでおります。いずれの協定も地域交流、フィールドワークであったり、例えば淑徳大学におきましては、笠間市民を対象とした笠間市卒の創設などの取り組みを通じ、連携を深めております。

いっぽう、日本体育大学及びミドルベリー大学日本校とは情報交換を再開する必要があるのですが、全体的に教育機関との連携については、幅広い調査研究における相手方として非常に有効であると考えておりますので、原則として協定は継続させていただきたいということで、全て○印で事務局では判断しております。

続きまして21ページをご覧ください。

企業との連携事業でございます。最近特に、企業から自治体に対し、包括連携協定を締結したいと希望するケースが非常に増えておりますが、笠間市の場合は協定の締結ありきではなく、具体的にどういう事業ができるのかを企業とよく話し合った上で、協定を締結してきたところでございます。

しかしながら、締結から年数が経過し、相手方との交流が少し落ちてきている、あるいは協定締結時と社会情勢が変わってきている、そのような場合は連携のあり方について協議・検討する必要がありますので、△印となっております。例えば、一般社団法人ドローン操縦士協会さんとの協定では、獣害やナラ枯れ対策の分野でドローンを活用した具体的な活動を実施してきましたが、無人操縦という意味では遠隔操縦による草刈り機であったりと、ドローンのみに止まらない広がりを見せておりますので、取り組みをもっと広げる方向で、相互に協議して協定の内容を再検討していきたい、そのような主旨で△印をつけさせていただいております。

22ページから24ページまでが事業連携協定の一覧になります。

こちらは包括連携と異なり、具体的な事業を想定して、相互に負担しながら適切に進めていこうという協定でございます。実際には、各課で実施している業務と密接に関わっておりまして、休眠状態の協定はほぼ無い状況でございます。

分かりやすいところと言いますと、広告入り封筒を作っていただいたり、暮らしのガイドブックを無償で発行していただいたりするものや、公共交通への支援であったり、こちらもクライナガルテン事業に近い部分はあるのですが、学校法人大成学園さんによる認定こども園の運営など、非常に重要な事業を担っていただいております。

ただ、そのような中でも、例えばモデル形成のために始めた事業が一定の成果を見せて、次のステップに行く必要があるのではないか、あるいは当初の手法にとらわれずに、もっと広い方法があるのではないかと、さらに公共交通のように、全体の計画の中で位置づけをもう一度見直す必要があるのではないかというものについては、△印をつけさせていただいております。初回ということで協定の数が多く、審議にご負担をおかけしますが、説明は以上となります。

委員

本当に漠とした感想ではありますが、△印の事業についても、細かい実態を鑑みると、具体的な実効性がなくとも維持する必要があると思う一方で、実態として事業を動かすのが難しかったり、逆にかなり先進的な企業であるからこそ、連携が途中で止まってしまったりするものもあるのかと思います。中途半端に関わっても難しいのでなかなか動けないのでしょうけど、潜在力がある企業と連携することで具体的な成果が生まれる期待もあるだろうという感想を持ちました。

ですので、○印の事業も含め、各事業の中身の評価はやはり丁寧にする必要があるでしょうし、△印についても、より具体的な各部局単位において、メリットが生まれたり、具体的な動きが出てくる可能性があると思いますので、丁寧に見ていく必要があると感じました。

議長

まさにそのとおりですね。いかがでしょうか？

事務局

ありがとうございます。今回の評価につきましては、初めてのことであり資料を作成する過程でも困難さがあったというのが本音です。これは会長からも事前にご指摘いただいておりますが、評価をいただく協定の数については毎回これほど多いわけではなく、今回は棚卸の形になってしまうので、いま言われたところも含め、次回以降は、もう少し詳細な資料と評価をお示しした上で、ご意見をいただく予定でございます。

例えば、求人マッチングを業務とする企業との連携では、東京でアルバイトをされる若者は、地方への移住に興味があるのではないかという仮説に基づき企業が事業を模索されていて、一方で本市では移住に興味のある方、笠間のファンになりそうな方々へのアプローチの参考になる情報が欲しくて、連携協定を結んで実際に3年間実証を進めました。

その結果、市と企業の双方である程度所期の目的を達成したので、活動を止めるという話もありましたが、お互い次の種が出るというところもあり、現在も年に1回程度、意見交換を続けております。

そういった実情も委員の皆様にお示しをした上で、評価やご意見をいただくのが今回の審議会の目的でもございますので、審議の進め方、資料の作り方につきましては次回以降の課題として捉えておりますので、そういったところでのご意見をいただけるとありがたいと思っております。

委員

そもそものお話になってしまいますが、連携協定と単なる業務委託の違いは何かなと思っていて、例えば大学と市で研究をしましょうという連携協定はわかりやすいと思いますが、そこに民間事業者さんが入ってきた場合に、プロポーザルで選ぶべき業務委託との線引きが、例えば連携協定を結んでいるからアドバンテージがあって、じゃあ違う事業も一緒に、となってくると、競争性の確保については危うい部分もあるかと思いながら聞いておりました。

事務局

ご指摘のとおりで、協定を結ぶときには協定書の中に、個別の事業が生まれたときは別途契約を結ぶということで、協定イコール契約ではないということを明らかにしてから締結するように、ガイドラインでも申しております。

協定を締結後の事業では、明らかに事業者側に大きなご負担をいただくケースというものもございますが、見積等を比較して明らかになった場合などは、地方自治法の施行令に基づき契約するものもございますが、基本的に協定イコール契約とはならない形での取扱いをしております。

委員

まず一つが、この表の中に、お金に関する情報を入れていただくと良いと思います。事業によってお金の流れがあるものと、ないものがあると思うので、一覧に記載があると分かりやすいと思いました。

もう一つですが、連携って連携そのものが目的になりやすいですね。特に大学との連携はほとんどがそうです。

私も大学に勤めていてそれを強く感じていたので、大学として多くの企業と連携するときはどうすればよいか検討した結果、毎年1回、お互いの事業計画を作ると決めました。

毎年1回、事業計画を作るための会議を必ず開くと決めて、その計画書に基づいて来年度動くというルールを、包括連携協定の中に入れてあります。

そうすると、自治体の担当課がバラバラでも、企業の担当者も「年末になったし集まらなくちゃいけないよね」と言いながらみんな集まるわけです。

それで集まったときに、「今年は何もやらなかったけど、来年は何か事業をやりましょう」というように話せたらいいのではと思います。

おそらく、いま企業は市町村との連携協定を結びたくてしょうがない状況ではありますよね。その中で、よく企業から話を聞くのは、積極的にやったださる市町村と一緒にやるという風になっていってしまうんですよ。

そうすると笠間市が積極的に関われるときはいいんですけど、少し弱気が入ってきたときに、周りの市町村に取られちゃうというんですかね、いい案件になるはずだったものが、他の市町村に逃げていかないようにするために、連携の門戸を広くしながら、なおかつ積極的だという姿勢を表すためにも、年に1回、1時間程度の会議を。

私の大学でも30社ぐらいの相手先と一緒にやっています。そうすると、次の年に動きもよくなるので、アイデアを提供しました。以上です。

事務局

指摘の点は課題でもあって、ガイドラインを作り、包括連携協定であっても、具体的な事業がない場合は締結しないということを明確化しております。とはいえ委員がおっしゃったとおり、相当数の企業から、協定を結びたいという話も頂きます。目的と実施事項が一致して協定を結んでも、担当者の異動をきっかけに関係が途切れてしまうようなケースもあり、1年に1回協議をするということを相手方との共通ルールにしているのですが、頂いたご意見はさらにそのルールを実体化するものですので、すぐ検討に入りたいと思います。

委員

質問ですが、△印にしているものは主にこの令和5年度に具体的な取り組みがなかったところが多いんでしょうか。

事務局

はい。直近5年の活動内容を担当課から出して、締結時と比較して動きが弱まっていたり、漫然と打ち合わせだけになっているように見て取れたものは、今回は自己評価の中で△印をつけるようにということでつけていただいたものになっております。

委員

△印は連携を終了させるということでしょうか、それとも連携内容を変えていくということでしょうか。

事務局

こちらの資料のとおり、継続をした上で、もう一度この協定内容を含めて、実施の是非などについて協議・確認を行うというもので、今日の委員の皆様からのご意見も踏まえて、それをまた担当課に戻して、場合によってはこの△印がもしかすると廃止という結論になる可能性もありますが、今のままでの継続ではなく、もう一度活動内容を見直すというのが自己評価という形での評価とさせていただきます。

議長

ほかにご意見ありますか。

委員

私からのアイデアですが、連携協定総会とか連携協定フォーラムのような会議を、年に一度やってはどうか。

個別に開催すると大変なので、市長から今の市政の注力政策を話し、あとは連携の相手方から特徴的な取り組みをしている大学、企業それぞれ1～2団体に報告をしてもらおう。

その後は大学が4名1組と、企業が5名6組で、わが社・団体は笠間市のために何ができるんだっていう討議をしてもらって、何回か組み替えると。そうすれば2時間ぐらいでできると思います。

首長の話を一方向で聞くだけではなく、参加者に自分たちは何ができるんだっていうのを徹底的に討議していただいた方がいいと思いますね。

そうすると、参加者も違う業界の方から大いに刺激を受けますし、あるいはそこに連携協定を結んでいない市民団体ですとか、あるいはまち作りの会社などが参加すればより活性化されるのではないかと思います。

連携事業がこれだけあるのは、市にとって資産であると思いました。それを横のつながりで新しいアイデアを出していただくのもいいし、大学でいえば、他の大学が何をやっているか興味があるでしょうし、そのような場としての連携協定総会というアイデアを提示させていただきました。

事務局

ありがとうございます。

基本的な姿勢はこういったパートナーをどんどん増やしたいというのがこの公民連携推進条例の趣旨でございます。ただ、ご指摘いただいたとおり、お金の流れが不明確になるのはマイナスの要因になってしまいますので、透明な状態でいろいろな皆さんにご参加頂き、ご意見を頂いていきたいと考えます。これまでも協定も締結した際は公表しますが、実施している内容は、事業によりますが必ずしも公表していません。この審議会を通してこの資料も公表してまいりますので、そういう意味でも、今いただいたご意見を踏まえて、公正明大な形でどんどんパートナーを増やしていくことが理想ですので、いろいろな工夫をさせていただければと思います。

議長

やりっぱなしの自治体が多い中で、これを棚卸しするのはとても意義のあることだと思います。では、公民連携の進捗評価については今回一覧表で出されたものについて、これを妥当であるとしてですね、引き続き審議会で協議していこうということで答申したいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

まだお時間がありますので、全体のことでご意見などがありましたらお願いいたします。

委員

委員おっしゃったとおり、いち市民としてこの表を見たときに何を感じるかというと、こんなに応援団がいるということに市民は嬉しく感じると思うので、一覧にせよフォーラムにせよ、市民にも知らしめていくというのはすごく意味のあることだと思います。

大学も笠間市を見ていてくれるのね、という風に、やっぱり市民って嬉しいと思うんですよ。そういうことはやはりアピールする必要があるかなと思いました。

議長

ありがとうございます。

オンラインの委員の方いかがでしょうか？

委員

仕事柄、企業側からも自治体とのネットワークの繋がり方について協力を求められることがありますし、逆に自治体側からも様々な企業との繋がりについて協力を求められることもあって、今もいくつかの団体で事務局のお手伝いをすることが結構あるんですけど、先ほど委員の方々からお話があったように、ぜひ本当に笠間市の財産であるこの企業や団体、ま

た大学などが互いに集まる機会を、そして行政とも連動する機会っていうのを、フォーラム形式って素敵だなと思ったんですけども、年に1回でもそういう場を作るっていうのは本当にぜひ前向きに検討いただきたいし、すごくいい機会じゃないかなと、改めて思いました。

委員

市民が大学に進学したり、企業に就職したりすることも期待できますね。

事務局

ありがとうございます。

今日は本当に貴重なご意見を多く頂けましたので、まず評価については来年7月の段階ではきちんと今日のご意見を踏まえて、バージョンアップした評価にしていくことと、審議会の意見を踏まえ、条例を策定したこともありますので、次年度には皆さんが集まりやすく、公民連携の取組みもPRできるという形が取れないかと考えて、進めさせていただきたいと思っております。

議長

以上で議事を終了いたします。

委員の皆様には、非常に多面的なご意見ご提案ありがとうございました。